

小中一貫校

小・中学校の密接な連携によりそれぞれの教育課程を調整し、小学校から中学校へのつながりを重視して一貫性を持たせた小中一貫教育を展開する学校である。小学校は小学校教員免許を持つ教員による指導、中学校は中学校教員免許を持っている教員による指導となる。

施設の形態としては、小学校と中学校を同じ校舎にした「施設一体型」、校舎が離れた場所にある「施設併設型」、校舎が隣接している「施設併設型」がある。

○施設一体型

同一の校舎内に小学校および中学校があり、組織運営は、校長を中心に、小中学校の教職員が一体となって教育活動を実施する。小学校、中学校それぞれに校長が配置されるが、兼任の場合もある。

○施設分離型

小学校と中学校が離れた場所に設置された小中学校で、それぞれの学校施設や組織・運営を維持しながら、カリキュラムや教育目標に一貫性をもたせ、互いに連携を図りながら教育活動を実施する。

○施設隣接型

小学校と中学校が同一の敷地または隣接する敷地に設置されている小中学校で、カリキュラムや教育目標に一貫性をもたせ、学校行事を合同で実施することにより、一体感のある教育活動を実施する。

*福島県内の先進事例

須賀川市立小中一貫教育校 稲田学園（須賀川市）（施設一体型）

南会津郡檜枝岐立檜枝岐小学校・中学校（檜枝岐村）（施設一体型）

義務教育学校

平成28年（2016年）4月に、小中一貫校をさらに進めた形態として、小学校と中学校9年間の教育課程を一体化して教育活動を行うこととした新たに制度化された学校である。教育期間は9年間とされ、前期課程と後期課程に分けられる。これまでは、小学校は6年間、中学校は3年間の6・3制が採用されていたが、新制度では4（前期）・3（中期）・2（後期）制など独自の区切りをすることもできる。中学校で学ぶ学習内容を小学校段階で先取りしたり、教育内容の実施学年を入れ替えたりすることも可能としている。

教員は所有する教員免許をそのまま活用することができるが、原則として、小学校と中学校の両方の免許を持つ者が求められる。どちらか一方の免許しか持たない場合は、当分の間、前期課程または後期課程それぞれの指導のみを行うなどの措置が必要となる。

*福島県内の先進事例

郡山市立西田学園義務教育学校（郡山市）

郡山市立湖南小中学校（郡山市）